

令和6年度沖縄総合通信事務所重点施策

～便利で快適！デジタルの力で創る、明日の^{うちなー}沖縄～

I 活力ある多様な地域社会の実現に向けた地域 DX の推進と、それを支える情報通信環境の整備

1 デジタル基盤整備

- (1) 5G・IoT等の高度無線環境の実現に向けて、条件不利地域における、地方公共団体、電気通信事業者等による光ファイバの整備や、地方公共団体が行う離島地域の光ファイバ等の維持管理を支援します。
- (2) 住民の生活や経済活動に必要不可欠となった高度な移動通信システムである、5Gの普及を促進します。5Gに必要なインフラの整備を促進するとともに、地域の企業等が柔軟に構築できるローカル5Gの導入を支援します。

2 デジタル実装による課題解決

- (1) 地方公共団体等によるデジタル技術を活用した地域課題解決の取組を加速・高度化させるため、地域の状況に応じて、地域課題解決モデルの創出等を総合的に支援します。
- (2) テレワークの普及・定着を図るため、テレワークを導入しようとする企業等に対する相談支援やテレワークに関する普及啓発を実施します。
- (3) 放送コンテンツの制作・流通機会を提供し、映像制作者等のノウハウや海外とのネットワークを活用しながら、地域における連携体制の構築を支援します。

3 サイバーセキュリティの確保

- (1) 実践的な対処能力を持つセキュリティ人材等を育成するため、国の行政機関、地方公共団体及び重要インフラ事業者等を対象に実践的サイバー防御演習(CYDER)を実施します。
- (2) 電気通信事業者や放送事業者をはじめとする産業界の多様な主体のサイバー防護能力を強化するため、サイバー攻撃情報や脆弱性情報を共有する体制を構築します。

4 デジタル人材の育成・確保

- (1) 関係団体等と連携し、デジタルコンテンツの制作やIoTシステム開発を行う若者のスキルアップイベントを通じた人材育成や地域活性化を促進します。
- (2) 高等専門学校生を対象に実施される「高専ワイヤレステックコンテスト(WiCON 2024)」等のイベントにおいて、若手人材が5GやIoTなど最新ICTを自由に使って、自身の才能

を存分に発揮できる機会を通じたワイヤレス人材の育成を図ります。

- (3) 実践的な対処能力を持つセキュリティ人材等を育成するため、国の行政機関、地方公共団体及び重要インフラ事業者等を対象に実践的サイバー防御演習(CYDER)を実施します。
(再掲載)

5 誰一人取り残さないための取組

- (1) 高齢者等のデジタル活用の不安解消のため、スマートフォンを利用したオンライン行政手続等に対する助言・相談等を行う講習会を実施します。
- (2) 電気通信事業者等と連携した出前講座(e-ネットキャラバン)を支援するなど、青少年のインターネットの安心・安全な利用の促進のための周知啓発を実施します。
- (3) 電気通信消費者利益の向上のため、消費生活センター、電気通信事業者等の関係者により継続的な意見交換を行う等、消費者関係施策を一体的に推進します。
- (4) 県内の信書便事業の状況を勘案しつつ、信書便サービスの認知度の向上と市場の活性化を図っていきます。
- (5) 信書便事業への参入を検討している企業に対しては、信書便事業への参入手続き等に関する情報を提供していくとともに、既存の信書便事業者に対しては、講習会、自己点検等を通じて、法令遵守及び業務の適正な管理を求めていきます。

6 電波有効利用の促進

- (1) 新たな電波利用のニーズに答えるため、今後の技術の進歩に応じた電波の最適な利用の実現、周波数の再配分に資する電波の利用状況を調査公表するとともに、迅速な技術開発、産業の活性化などに資する特定実験試験局制度の活用を推進します。
- (2) 「戦略的情報通信研究開発推進事業(SCOPE)」の後継施策である「持続可能な電波有効利用のための基盤技術研究開発事業(FORWARD)」により、独創性や新規性に富む研究や地域社会の活性化を促す研究を推進します。また、同事業の知名度の向上のため周知広報を実施します。

II 防災・減災、国土強靱化の推進による安全・安心なくらしの実現

1 災害時における情報通信ネットワークの確保

- (1) 防災関係機関による情報伝達や住民への避難指示が確実に行われるよう、災害に強い情報通信ネットワークの構築を推進します。また、大規模災害等により平常時に使用している通信手段が使用できない場合を想定した非常通信ルートを確保するための検証を行います。
- (2) 災害時に放送により信頼できる災害情報が確実に提供されるよう、テレビ・ラジオ等の予備送信設備、ケーブルテレビネットワークの光化、辺地共聴施設の設備更新による耐災

害性強化を支援します。

- (3) 新たに、衛星インターネット、公共ブロードバンドシステムや公共安全モバイルシステムなどの災害対策用機器の貸出対象機器の種類が増えたため、地方公共団体に対して周知広報を行います。また、災害発生時及び災害の発生が想定される場合には、地方公共団体等に対して無線通信機器等の貸出を行います。
- (4) 台風、地震、津波等の災害時における通信・放送サービス等の確保に資するために、平常時からの電気通信事業者、放送事業者、地方公共団体や国の出先機関等の関係機関との連携や情報共有等の必要な措置を講じます。また、地方公共団体等が行う防災訓練に参加し、情報収集のための伝達訓練や災害対策用機器の輸送・設置訓練を実施します。
- (5) 重大な被害が想定される大規模災害時又は発生するおそれがある場合、速やかに地方公共団体の災害対策本部へリエゾン（情報連絡員）を派遣し、被災地における災害情報の収集や災害対策に係る関係機関との連絡調整等を行うとともに、地方公共団体からの要請に対し通信の確保に係る災害対策用機器の貸出に対応します。

2 重要無線通信妨害対策及び不法無線局等の対策

- (1) 重要無線通信を確保するため、関係免許人との連携強化を図り、重要無線通信妨害が発生した場合には、機動的かつ迅速な排除に取り組みます。
- (2) 捜査機関と連携した不法無線局の取締や不法・違反無線局の申告等に対して電波監視、不法無線局の探査、規正用無線局による規正等を行い、不法無線局の排除及び違反無線局の是正に取り組みます。
- (3) 日本の技術基準に適合していない外国規格無線機器など販売状況等を調査し、販売店等への指導、勧告を行うなど、技術基準不適合無線機器の流通抑止に取り組みます。
- (4) 重要無線通信の確保や不法無線局対策を実施するため電波監視施設(DEURAS)等の移設更改・保守管理について計画的に取り組みます。

3 電波を安心・安全に利用するための周知・啓発

- (1) 電波利用環境に関する意識向上を図るため、電波利用ルールに関するポスター・リーフレットの関係機関への発送や大型ビジョン放送による広告など、効率的・効果的な周知啓発活動に取り組みます。
- (2) 医療機関における電波利用のトラブルを防止し、安心・安全な電波利用を実現するため、ハンズオン支援や説明会の開催などを通じて周知啓発に取り組みます。また、電波の安全性に関する正しい理解を深めてもらうため、全国各地で開催される「電磁波の健康影響に関する講演会」の開催周知や案内に取り組みます。
- (3) 無線局検査において民間能力を活用する登録検査等事業者制度の適正な運用に関して現状確認を実施し、必要に応じて立入検査などの指導監督を行います。

4 船舶の安全航行のための無線通信システムの普及促進

小型船舶の海難事故（衝突・乗揚）が依然として高い状況にあり、これを未然に防ぐ手段として AIS（船舶自動識別装置）が有用となっています。総務省では小型船舶への導入促進のため免許手続きの簡素化や無線局定期検査の不要化を措置しており、国土交通省ほかとも連携し、漁業関係者へ働きかけます。また、漁船の海難事故防止のため、沖縄県と連携して、自動で遭難位置を発信できる PLB（遭難自動通報設備）の整備を促進します。

III 情報通信行政の適正かつ効率的な実施

- (1) 許認可など国民の生活に関係の大きい業務について、法令に基づき適正に実施します。
また、当事務所の業務を効率的かつ効果的に実施できるよう、研修など人材の育成、広報の充実、行政相談などへの適切な対応等を行います。
- (2) 国民の利便性と行政の効率的執行に資するための那覇第2地方合同庁舎（3号館）への庁舎移転について、周知等を行い円滑に移転します。

以上